

平成16年第9回教育委員会記録

平成16年6月23日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成16年6月23日(水)午後2時02分～午後3時25分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 大藏 雄之助
職務代理者
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 庶務課長 和田 義 広
学校運営課長 馬場 誠 一 学務課長 井口 順 司
施設課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明
中央図書館長 倉田 征 壽
社会教育 武笠 茂 中央図書館長 清水 文 男
スポーツ課長

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 4 名

会議に付した事件

(議案)

議案第38号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 学校希望制度の今後の対応について
- (2) 学校基本調査速報
- (3) 方南小学校及び高井戸小学校校舎改築検討協議会の発足について
- (4) 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」
について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第 38 号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部 を改正する規則	3
報告事項	
(1) 学校希望制度の今後の対応について	4
(2) 学校基本調査速報	6
(3) 方南小学校及び高井戸小学校校舎改築検討協議会の 発足について	9
(4) 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互 連絡制度」について	11
(5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	21

委員長 ただいまから第9回教育委員会定例会を開催いたします。皆様、お忙しい中、また暑いところをありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いいたします。本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり、議案が1件、報告が5件となっております。

まず、議案の審議に入らせていただきまして、日程第1、議案第38号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 議案第38号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の目的ですが、学校評議員の役割を強化し、自己評価・学校評価についての規定を新設するために行うものでございます。

改正の概要は、3枚目の新旧対照表をご覧ください。第11条の4の改正が、学校評議員の改正になります。2項ですが、これまでの「校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べるができる」とする規定から、「校長の求めに応じ、又は必要と認めるときは、学校運営に関し意見を述べるができる」こととし、学校評議員が自らの判断で、積極的に学校運営について意見を提出することができることとすることにより、学校評議員の充実を図るものでございます。

次に第11条の5ですが、これは新設規定で、「自己評価等」ということです。自己評価・学校評価につきまして、実施・公表の義務付けを行うとともに、学校運営の改善についての努力義務を規定することにより、学校評価の充実を図るということで改正するものでございます。その他は、条文の移動に伴う変更です。

第33条については、幼稚園に関する規定ということで、そちらについても準用規定の部分の改正を行っております。施行期日は、平成16年7月1日を予定してございます。以上です。

委員長 では、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

安本委員 「点検および評価を行い」と書いてあるのですが、点検というのはどういうことを具体的にお考えでしょうか。

庶務課長 学校評価は、ご案内のとおり現在独自あるいは済美教育研究所で作りました学校指標に基づいて評価を行っております。点検については、学校評価表に基づいて、自ら、あるいは学校評議員会として、それぞれの項目について、学校の中身を点検していくということで記載してあるものでございます。点検・評価で一連の行動ということでご理解いただきたいと思います。

大蔵委員 まだ、よくわかりませんが、点検の項目というのは列挙してあるのですか。

庶務課長 現在、済美教育研究所で作りました学校指標・評価指標が、それぞれ4種類ございます。

保護者、教員、児童・生徒等それぞれについて、大きな項目で言いますと学校の教育活動、学校運営、学校の施設等について20数項目を定めておりまして、それについて点検して評価していただくという形になっています。

大蔵委員 それを見ていけば、比較的簡単に、これは満たしているとか、大体いい線にきているなどということがわかるようになるのですか。

庶務課長 今後、教育委員会のほうで学校評価の全体的な公表もしていきますが、それぞれの学校で評価してございまして、基本的には5段階評価という形でやらせていただいております。

安本委員 それは、いつでもできるということになるわけですか。

庶務課長 現在は、年1回以上やっていただく形になっております。いまのところ1回の所が多くなっています。

委員長 一般的には、評価という言葉が点検を含むという取り方が多いですね。

庶務課長 今回、学校評価については学校管理規則で規定しました。これは多分、都内では2番目か3番目くらいだと思いますが、設置基準の中に規定がありまして、同じような規定の仕方をしております。それに合わせる形で整えてございます。

委員長 いかがですか、ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 よろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、ほかにご異論がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に日程第2、報告事項の聴取に入らせていただきます。「学校希望制度の今後の対応について」「学校基本調査速報」の2件について、一括して学務課長からご説明をお願いします。

学務課長 初めに、「学校希望制度の今後の対応について」です。本区において、「学校希望制度」についてはこれまで3回、次回が4回目を迎えるという状況でございます。そのような中で、その3回について、希望申請をされた保護者の方へのアンケート、それから、昨年の秋に校長へのアンケートを行ってまいりました。その中での保護者あるいは校長のご意見、この間の申請希望の状況等を踏まえまして、基本的にはより充実する方向で制度等の改善をする。併せて、2番目としまして来年度、平成17年度の新入学に向けての受入れ数を設定することをご報告させていただきます。

まず、1番の「制度の改善等」でございます。この間、見直しを検討している中で、私どもとしては、大きく(1)~(5)までの課題があるだろうということで検討してまいりました。1点目として、希望できる学校の範囲ですが、これについては現在の「隣接校方式」から、例えば

中学であれば「全区から学校を選んでもいいのではないか」といった意見もありました。この間のアンケートの中で、特に学校長の意見あるいは保護者の意見でも、2年目の中では「隣接校方式をもっと広げてもいいのではないか」という声が高くなったのですが、結果的に3年目には下がってきたという状況も踏まえまして、これについては、なお隣接校方式でいこうということで考えたところでございます。

2番目としまして、「申請期間以降の転入者等の対応」ということで、ご案内のとおり、学校希望申請については、例年9～10月に申請を受け付けております。ということは、10月以降の区内転入者、あるいは既に小・中学校に入っているお子さんについての希望の選択の余地がないといったところが1つの課題でございました。

そのような中で、に書きましたように、1つは新入学について、希望申請期間以降の扱いですが、9、10月の段階で、1度定員オーバーした学校については、抽選を行うというのがございます。その中で受入数に余裕がある学校については、入学式までの間、希望申請手続により受入れを行うこととするということで、施設に余裕があれば受入れをするようにしたいということでございます。

2番目として、在学児童・生徒ですが、こちらについても、小学校については、受入れに余裕がある場合は、希望申請手続により受け入れていく。ただ、中学校については、この間、特に中学校長のアンケートの中で、希望申請等を在学生に行った場合に、例えば私立からの戻りのお子さんや、さまざまな教育上の課題があるということで、この辺りはもう少し慎重に考えるべきではなかろうか、といった意見が多くございました。そのような中で、中学校については希望申請制度をとらず、今までどおり必要な場合については、指定校変更制度がございますので、その中で対応で行ってまいりたいということです。

3番目としまして、各学校の受入れ数です。基本的には40人。いままでですと、浜田山小と高井戸中については30人といった設定をしておりますが、これについても基本を40人にした上で、各学校の状況に応じた調整を行う。希望申請が超えた場合には、抽選を行うという対応で、これからもやっていきたいということです。

4番目に、他校への希望が多い学校、いわゆる出が多い学校でございます。特に、3年目の昨年度の実施の中では、中学校において、そのような学校が顕著になってきたという傾向がありました。私どもとしましても、例えば、そういった学校に対して、どのようなアプローチをしていったらいいか、検討組織を設けることも考えたところですが、やはりこれについては、それぞれの学校の自主性、主体性がございますので、もう少し各学校の主体性に委ねて様子を見ようということで、それぞれの学校の自主的な魅力づくりに向けた努力で対応するといったことにさせて

いただきました。

5番目としまして、学校情報の提供ですが、こちらについてもホームページの更新等が十分なされていないといったところが課題としてございました。改めて、このような点についても、学校に対して周知指導を行うとともに、やはり保護者の方々にとって、どのような資料が必要なのか、魅力をどうアピールするかというところを踏まえまして、さまざまな創意工夫をして、ニーズに応じた学校情報の提供を行っていきたいということでございます。

2点目としまして、来年度に向けての受入れ数です。今回は、いままでの浜田山小、高井戸中のほかに3校ほど加えております。浜田山小、高井戸中については、ご案内のとおり適正規模の範囲である学級数を超えているという状況があります。それから、施設の空き状況等もございまして、40人の希望申請を受けるのは重たいということで、これまでどおり30人で設定をさせていただいております。

桃井第一小、井荻中については、ご案内のとおり日産の工場の跡地が移転しまして、大きな土地に現在1,000世帯近くの住宅が建設されております。来年の3月からはそこに入居されるということで、大体それぞれの学年当たり1クラス程度増えてくるというところが、推計として見込まれています。そのような中で、教室数の不足等の心配もございまして、これについては20名に絞って抽選を行ってまいりたいということでございます。

最後に、杉並第四小学校ですが、こちらについては幼小連携教育を実施するというので、杉並第四小学校の中に、高円寺北幼稚園を入れるというものがございまして、いままで、杉並第四小学校は普通教室が12あったのですが、今のところの予定ですと、それが8ないし9に変わってくるということです。したがって、2学級以上になってしまいますと、毎年そのような学年が出てくると厳しいということがありまして、基本的には1学級で収まるように20人という設定をさせていただいているところでございます。

「学校希望制度の今後の対応」についてのご報告は、以上です。

続いて、「学校基本調査速報」について、ご報告をさせていただきます。これについては、例年この時期に報告をさせていただいておりますが、基本的には学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにするのが調査の目的です。調査の実施時期は、毎年5月1日現在、ただし、卒業後の状況は年度末、今年度で申し上げれば、平成15年度の卒業者についての調査でございます。

まず1ページ目、「児童・生徒数の推移」ということで、小・中学校の児童・生徒数を記載しております。平成16年度については、記載のように小学校が1万7,000余、中学校が6,400余というところでございます。対前年度比で100%を上回っているところが一部ありますが、基本的には

漸減傾向が依然続いているという状況です。

2 ページの「外国人児童・生徒数の推移」です。平成 10 年度が 138、平成 16 年度は 113 ということで、この間の傾向から見ると、小学校については、この平成 16 年度は若干の減少が見られます。中学校については、おおよそ横ばいという状況と捉えております。

帰国子女児童・生徒数ですが、こちらについても、3 ページのグラフをご覧くださいと、小学校については、平成 10 年度から若干減少の傾向がある。中学校については、横ばいということになります。

4、5 ページに、長期欠席児童・生徒数の推移がございます。こちらについては、30 日以上という中で、小学校で申しますと、例えば病気による長期欠席が、平成 10 年度当時に比べると大きく減っています。不登校についても、平成 14、15 年の中では 40、50 台ということで、5 年ほど前に比べれば減っている傾向がございます。

中学校については、同じく病気はかなり減少していることと、一方で不登校についても、この 1、2 年では平成 10 年度に比べると減っているという状況です。

続いて、6 ページ目は、中学卒業者の進路状況の推移です。進学者についてはおおよそ 98%で、平成 10 年度は 97%ですが、大体そのような高いレベルのまま維持されているという傾向です。

7 ページの区立幼稚園児数ですが、こちらについては、平成 15 年度に比べて若干増加が見られました。基本的には、この間、方南幼稚園を廃止いたしました。傾向としては大体横ばいで、定員の約 7 割程度で推移している状況でございます。

最後に裏面の「参考」ですが、国公立の在籍者の割合がございます。小学校で言うと 88%強、中学校については 65%が杉並区立に通っているということで、この 3 年間では大きな変動は見られません。私からの報告は以上です。

委員長 では、最初に 1 番目の報告で「学校希望制度の今後の対応」についてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

宮坂委員 いま、希望できる学校の範囲は、全区完全自由化をしたほうが良いという声も一部ありますが、結論としては、現行どおりというお話でしたが、全区完全自由化をしたほうが良いという声のパーセンテージは、概数で結構ですが、どのくらいあるのですか。

学務課長 小学校と中学校で違いがございまして、小学校の場合、「隣接校のままだいい」という方が 71%です。ですから、7 割の方がいまのままでいいというお考えです。中学校ですが、いまのままでいいというお考えが 53%です。そのほかに、中学校の場合「いくつかのブロックに分けて範囲を広げたほうが良い」というものが 20%、「全域に広げるほうが良い」という意見が 23%という状況でございます。

宮坂委員 中学校ですね。

学務課長 はい、そうです。

委員長 ほかにございませんか。

安本委員 (2)の なのですが、「既に在学している児童・生徒の転入・転居」ということは、杉並区内に在学しているということですね。そうすると、例えば、浜田山小学校のような指定校の地域に引っ越した場合は、たとえそれが申請期間以降でも、無条件に浜田山小学校に入れるわけですね。もし、少し離れているけれど、どうしても浜田山小学校に行きたい場合には、「指定校変更制度の弾力的運用」を使うということなのですか。

学務課長 前段のほうはおっしゃるとおりです。例えば、浜田山小の学区域に引越された方がいた場合に、浜田山小がいっぱいだと言ったとしても、そこが指定校ですから受けていくのが前提です。これが学区域の外の方の場合、基本的に抽選をしたりしている中で、その小学校の上限はいっぱいなわけです。ですから、その希望申請は行えないという考え方でございます。

安本委員 そうすると、「指定校変更制度の弾力的運用」というのは、例えば浜田山小学校とか高井戸小学校であれば、そういう所へは指定校変更制度で行けるということですね。

学務課長 高井戸小に隣接している学区域の学校だとすれば、そこは選べるということですよ。

安本委員 「中学は現行どおりとし、弾力的運用を行わない」という意味がよくわからないのですが。

学務課長 いままでも指定校変更制度の中で、例えばそれぞれの個人の事情、いじめにあったなど、さまざまな教育上の事情があってという場合は、変更を受けております。ただ、これが単に自分はこちらに行きたいから、あるいはクラブ活動が盛んだからなど、教育上の理由以外のところで行くことはできないということでございます。

安本委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、この件について、ほかにないようでしたら了解することにいたします。

2点目の「学校基本調査速報」について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

宮坂委員 参考としてわかればいいのですが、7ページに「区立幼稚園児数の推移」がありますね。保育園の場合は年齢が1、2歳、乳児もおりますが、特に4、5歳児だけの推移はわかりますか。

学務課長 手元に資料がございませんので、またあとでお持ちいたします。

委員長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 ほかにご質問等ないようですので、この件についても了解したことにいたします。

では、3点目「方南小学校及び高井戸小学校校舎改築検討協議会の発足について」の説明を、施設課長お願いいたします。

施設課長 「方南小学校及び高井戸小学校校舎改築検討協議会の発足」について報告いたします。

まず設置目的ですが、両校の耐震改築にあたり、それぞれの学校に検討協議会を設置し、地域や学校の関係者、学識経験者の協力を得て、基本計画案の検討を行うために設置するものでございます。

2番ですが、協議会の設置については、別紙要綱のとおり制定をいたしました。3番は検討協議会の委員名ですが、町会等の関係者並びに学校関係者、学識経験者で構成をしております。

4点目の今後の予定については、協議会は平成16年6月から12月まで計6回開催をする予定で、検討内容は検討結果報告書としてまとめ上げ、平成17年1月に教育長に報告する予定になっております。

5点目のその他ですが、この校舎改築に係りまして、諸問題の連絡および調整を図るために、内部組織として別紙のとおり、「方南小学校および高井戸小学校の校舎改築に関する検討会」として、庁内推進組織を設置する予定でございます。

2枚目は、方南小学校の校舎改築検討協議会の設置要綱でございます。第3条ですが、この協議会は(1)～(11)までの方々に構成されております。方南小学校では22名の方々に構成をしております。

次が高井戸小学校の校舎改築検討協議会の設置要綱です。同じ第3条ですが、町会の関係とPTAの関係で少し増えて、高井戸小のほうは24名で構成されております。

次のページは、それぞれの検討協議会の委員名簿でございます。これらのうち、学識経験者がお二方おられます。21番の上野淳さんは、記載のとおり都立大の教授でございます。区のこれまでの改築のうち、杉四小、桃五小、高井戸中、泉南中など6校、手前どもの学校の検討協議会にご参加をいただいて、学校の校舎建築について非常に造詣の深い方です。

また、村上美奈子さんはご自身で設計事務所を主宰していらっしゃいますが、区の都市計画審議会委員でございまして、杉並第十小を中心とした蚕糸試験場跡地周辺のまちづくりをまとめ上げた方です。広くまちづくりの観点からご意見が伺えると期待をしております。裏面は高井戸小学校の校舎改築の委員名簿でございます。

次のページは、協議会の開催日程です。大体月1回程度の開催で、これから案を練っていくという運びになっております。

次に庁内の推進体制です。表裏にわたっておりますが、これら記載の職員で、今後4年ないしは5年の間に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、この校舎改築と「適正配置基本方針素案」との関連についてでございます。現在、区民の皆様方に意見募集をしておりますが、これを先行して校舎の改築が始まるわけです。改築に至った原因は、耐震診断の結果、補強では不足改築が必要との結論を得てのことですが、これが「適正配置基本方針素案」の内容に沿っているかという検討です。

両校とも現在12クラスと、適正規模を満たしております。都推計では、平成20年度までに高井戸小では14クラスで増加傾向、方南小では12クラスと、ほぼ横ばいでございます。今年度並びに5年後も、適正規模の範囲の中にあるという状況でございます。

また、位置関係から、方南小は環状7号線から東側の位置にありまして、同様に東側には和田小との距離もあって、改築には支障がないと判断しております。一方、高井戸小の位置関係は、周辺校の久我山小、高井戸東小、富士見丘小、荻窪小、西田小、浜田山小とも、いずれも適正規模を満たしております。5年後の都推計でも、すべての学校が適正規模を満たす状況にあるという点では、これまでこの地域では未利用地がまだ多く残っておりますので、今後の住宅開発が予定されているということでは改築が必要と判断しております。

今後の検討協議会の検討については、この「適正配置基本方針素案」に盛り込まれております杉並区のめざす学校としての、「これからの時代にかなう学校施設とします」という項目の中で触れておりますが、高機能で多機能な学習環境の整備やエコスクール化などを中心に、その具体化について論議を進めていきたいと考えております。私のほうからは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

進み方は、従来の改築計画とほとんど同じスタイルやスケジュールでやられているということですか。

施設課長 はい、今回は、平成14年度に竣工しました泉南中学校の例を引いてございますが、従来から、ここ10年ぐらいですが、杉並の校舎改築は大体がこういった検討協議会を設けて、地元の方々の意見や学校関係者の意見を広く汲みながら、計画を練っていくという形をとっております。手前どもが設計事務所にプロポーザルをして、案を練って、それを保護者が選択していくという手法をこれまでとっておりませんので、従来方式でやっています。

また、検討の内容ですが、大体6～7回ぐらいで一定の案を絞り込んでいくということをしております。第2回目からは設計事務所が入ってきますので、論議された案を具体的な案づくりにしていくという形に入っていこうと考えております。

委員長 特にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 ないようですので、この件については了解いたしました。

4点目が、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」について、指導室長、お願いいたします。

指導室長 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」について、ご報告いたします。まず、同制度の概要ですが、資料1ということで図示をさせていただいております。これまでの学校、警察、保護者の三者の関係といたしますのは、学校と保護者間では、もちろん子供の健全育成に係る情報は非常に密に交換されていまして、何か警察が関与するような事案があった場合に、警察と保護者の間でも情報の行き来が行われていまして、ところが、警察と学校との間のパイプがなかったがゆえに、なかなか解決が困難であったり、あるいは未然防止が困難な事案が出てきたということで、このたび、警察と学校との相互連絡制度という新たな1つのパイプを作って、より緊密な連携を保って、児童・生徒の健全育成に資するというのが、本連絡制度の基本的な趣旨でございます。

昨今、青少年の非行問題が非常に多様化、深刻化している中で、区内の小中学校に在籍する児童・生徒の健全育成を効果的に推進するために、警察と学校との間において、特に児童・生徒の非行、あるいは問題行動に関わる情報を相互に連絡を取り合い、未然防止等々に資するというところでございます。

これまでの経緯については、すでに各委員の皆様ご存じのところだと思いますが、4月に教育長のほうから書面によりまして、協議ということで同連絡制度の協定書締結に向けて、いかがでしょうか、ということでご意見をいただいております。特に反対の意見はなかったと考えております。

その後、私ども事務局のほうで、特に児童・生徒の個人情報に関わる問題ですので、役所内のセキュリティ委員会、そして、その後、5月21日に開催された個人情報保護審議会の審議を経て、本協定の締結をしたものでございます。締結しましたのは、先週の6月18日ですが、この締結に当たりましては、審議をしていただきました区のセキュリティ委員会および個人情報保護審議会等からのご意見もございまして、本日お手元にお示ししております「協定締結及び実施指針の策定について」ということで、各学校に対してはこの協定書のみならず、「実施指針」ということで、より具体的にどのような形で、実際に警察への情報提供を行うかを示しました。警視庁のほうにも、杉並区としてはこのような実施指針を学校に示したうえで運用を図っていくということ、先般、締結した後に、すぐに担当課長に直接通告し、同実施指針も通知するという形をとらせていただきました。

特に、実際に学校から警察へ、どういう場合に情報を提供するのかというところですが、これはかなり深刻な事案とお考えいただければよろしいかと思えます。例えば、深刻な暴力、あるいは刃物を使った傷害事件等、学校内の組織だけでは非常に解決が困難であって、警察の対応が必要な問題行動や、あるいは援助交際や薬物乱用というような、問題行動の質が、非常に悪質かつ社会的反響が大きな場合、あるいは暴走族や他地区の学校との学校間抗争等が集団化した場合、また特定の中学校を卒業した以上の年齢が構成するような集団との接触等々。これも、なかなか学校だけでの対応は困難ですので、そういう場合に情報提供して速やかな解決を図る。

その他、校長が特に警察に連絡することが必要であると判断した場合ということですが、緊急の場合には事後になります。いずれの場合にも基本的には事前に、私ども指導室のほうと学校とがまず連絡をとって、このような情報を提供したいがどうかと相談をさせていただいて、その上で、本連絡制度の運用を図っていくという趣旨で実施指針を示したところです。18日に締結という運びとなりましたので、本日ここにご報告させていただきます。以上です。

委員長 ご質問、ご意見はございますか。

安本委員 まず第1点、警察に学校のほうから連絡をするというのは、指導室と校長先生の相談の上でということですね。出てくるのは校長先生からの話ですね。

指導室長 最終的には校長判断で、私どものほうには報告するということで実施指針を策定しております。ただ、定例教頭会ですでに説明しましたが、この制度はまだ、発足してこれから運用ということですので、とにかく指導室に相談してもらいたいということで話をさせていただきます。

安本委員 例えば、ここに4つほど出ているのですが、この範囲かどうかの判断をするのが校長先生ということになりますね。

指導室長 はい。学校の判断になります。

安本委員 未然に防止をするということで、私も紙をいただいたときにそこまで考えが及ばず、いまこれを見てはと思ったのですが、情報が警察にいつているということは、子供や保護者は知っているのですか、知らないのですか。知らないうちに学校と警察が相談をするということですか。

指導室長 実施指針には、そこは記載してございません。と申しますのは、これはあくまでも学校と警察の間の連絡ということで、そこには示していませんが、実際の場面においては、警察に情報提供をするのは、学校での解決がかなり困難だということですから、当然のことながら、それ以前に当該生徒・児童あるいは保護者を含めて、さまざまな指導が行われているのが前提ですので、保護者あるいは本人に、そういう形で情報がいきますよ、ということは知らされるとお考えいただいて結構だと思います。

安本委員 そう言われると、私もそれ以上何も言えないのですが、考えていいと言っても、本人と保護者が了解したということで、警察に言っていただいて結構ですというのであれば、私も個人の情報を出すことは仕方がないと思うのですが、知らない段階で情報が流れているというのは、そう思っていただいて結構です、と言われるとそれ以上言えないのですが、本当にそうですか。

指導室長 事案にもよると思うのです。例えば、当該児童・生徒自体に問題行動がある場合と、逆に被害者になる可能性がある場合や、さまざまな事案があろうかと思えます。先般の個人情報保護審議会に掛けたということは、基本的には個人情報をそのように使ってよいという許可を得たと考えられますので、例えば保護者あるいは本人に情報を出してもいいかどうかを伺ってから出すというものではありません。まだ、事案の想定がここに示すようなものしか、いまのところは考えられないのですが、これらの例であれば、それ以前に学校のほうで指導が入っているのであれば、当然、保護者及び本人には、警察へ情報がいくということは告知されると考えております。

安本委員 分かりましたと言えないのですが、もうそのように受け取るしかないのですね。どうしたらいいのでしょうか。

ちょっと話題を変えまして、例えば から のような、警察云々は別として、校長先生の手に負えなかったというような出来事は、いままでにあったわけですか。

指導室長 はい。過去においては、例えば卒業生も関与した、いわゆる中学生がカンパといって、卒業生のほうから金品を求めるような動きが、かなり広範囲でまた複数の学校にまたがって、そのようなことがあったときに、個人情報ではありませんが、警察に学校から「いまこのような問題行動がある」という情報を提供した事案はございます。

安本委員 そのような出来事がある、ということですか。

指導室長 はい。それから、あとは区外の問題グループ、暴走族等との接触についても、事前に情報提供をしたケースがございます。

教育長 いまの安本委員のご指摘のとおり、本当に校長先生とよく話をしてほしいと思います。いまの中学校の運動会では、他校生徒立ち入り禁止というのがありますよね。なぜそうせざるを得ないのか。つまり、問題行動は、区内でもかなり広範囲に及んでいます。これは、小・中学校ともそうですけれども、小学校から複数の中学校に上がっていきますから、小学校時代の繋がりです。どうしても仕掛けていってしまうことがあるようです。それが親善訪問ならいいのですよ。これが、いまは土・日曜日ですが、平日に運動会をするときに、他校から来る生徒も当然学校に行っているはずなのです。そういうことを校長が心配のあまり、入り口に「他校生徒立ち入り禁止」という立て札をしている学校があり、この間も、「どうしてそんな張り札をするんだ」という苦情がきていました。その反面、組織的にそういうことを心配している校長が何人もいるということ

は、学校行事の中でもあります。一方、子どものほうからは、「学校行事の交流を認めてくれ」という申し出があり、生活指導主任会で「どうしようか」と議論をして、「やはり駄目だ」と言わざるを得ない実情にあることも事実なのです。

特に去年問題が起こったのは、夏休みなのです。区内の3警察署ならいいのですが、中学生ですからいろいろな所へ行きますから、区をまたがって3警察署では収まりきれない問題行動が何件かありました。私は立場上、個人情報審議会で情報提供していいというふうにはなっていないので、警察に行くのですが、例えば「あそこの公園の最寄りの交番の人にちょっと深夜行ってみてくれないか」と、こういう言い方しか実はできないのです。何があって、どういう子どものどういうことをきちんと指導してください、ということは、いまでも言えません。それは学校の話ですから。校長と教育長との職務上の関係でいいますと、具体的な情報は来ていますが、表には出せません。具体的に、火種が小さいうちに指導しておけば、その子にとっても立ち直るきっかけになり、しかもほかに及ぶ状況をどのように防ぐかということは、去年の夏は、1つ1つは言えないですが、いろいろなことがありました。極めつけは、先ほどの、ある学校の金銭の貸し借りです。大人の世界でいえば要するに恐喝です。それは、学校の中で指導上の問題として取り扱うから、警察と同じように事前に全部押さえていく他にしようがありません。というような事案が本当に短い教育長の経験ですけれども、確かにありました。

つまり、本人同意がなければ情報は出せないということでは困るので、本人同意があれば出せるわけですから、保護者と話をして「こういう情報を出しますよ」と。本人ではありませんが、保護者が親権者として同意をすれば、それは出すことは可能ですけれども、そういうことを言っていないケースがありますので、個人情報審議会では本人同意以外の情報収集、情報提供について意見をいただき、それに基づいて締結したということです。

あと実務上は、指導室長が言ったように、突発的に出てくるのではなく、例えば不登校になる、学校を休みがちになる、いろいろな事前の行動が出てきます。それで「どうしたんですか」と保護者と話をしますね。その中で、保護者が投げるというケースがあるのです。現に手に負えないそのようなケースは、もう校長が責任を取らざるを得ません。だから、「こうしますよ」ということは、その段階で保護者に事前に言うことはあります。逆に、事前に言わずに「こうしました」と、結果報告をするケースもあると思います。いずれにしても、指導室長が言ったように、校長は保護者に対して、どうしたかということについて開示する責務があると思います。それは、自治基本条例の精神に則って、どういう処理をしたかについては、当然本人に言うわけですが、これは情報の公開ではなくて情報の開示の話ですから、本人に開示する、そういうふうになります。

安本委員 よしんば百歩譲って、警察とそういうようにするという事は、杉並区だから、いまはそのような騒ぎはないかもしれませんが、東京都全体を見れば、あることかもしれないというのは、新聞を見て承知していますし、杉並区内でもどこの公園に行くと、どこそこの中学の卒業生がタバコを吸っているとかいう話は私も聞きますので、それはいいのですが、この2の(1)から(4)の項目にいくまでにはそれなりの段階を踏んでいると思います。

どうしてこういうふうになるかといいますと、やはり学校とその子ども、それから家庭内での子どもの立場、それぞれの信頼関係が大きく崩れないと、子どもはこういうふうには走っていかないと思うのです。それは分からないですが、いろいろなことがあると思うし、いろいろな事例や行動も出てくるでしょうが、「ああ、やっぱり学校は警察にチクったな」ということが子どもに知れたときに、子どもがどう思うでしょうか。そこまでくる間に止められなかったのでしょうか。

私は、突然子どもが暴走族に入ったり、ある日突然、新宿の歌舞伎町へ行って、何かをすることは思えないんですね。それは親の責任もありますけれども、やはり学校もそういうところは見てほしい。そのようなときに、もしかしたら立ち直りのきっかけがあったかもしれないのに、警察に言われたということがもし分かったら、私はそちらのほうがとても怖いと思います。だから、もっと言いますと、警察に未然防止のためにこういうことがあると学校が言うのであれば、それはやはり保護者や、私は本人もと思いますが、同意を求める。「警察に届けるよ」という話をする事は、どうしてここには入れられないのですか。

教育長 それは、子どもにとっては、善導という意味でいわれているのか、恫喝されていると思われるかは分かりませんが、いま安本委員が言われたことは、前提作業として、家庭と学校が十二分に連絡をしてやるということは、基本中の基本だと思うのです。校長が何もなくて、子どものことを意地悪をしようとか、おとしめてやろうとって情報を出すという人は、杉並区の校長には1人もいないと思います。指導室長の言ったように、校長は慎重になるけれども、いきなり暴走族になるわけではなく、予兆があるわけですね。その段階から、いろいろ保護者と相談を積み上げているわけです。その過程で保護者と一緒に歩むこともあれば、私は去年の夏に経験しましたが、保護者が投げってしまうことがあるわけですよ。

安本委員 それは分かります。

教育長 そのときに児童・生徒に「おまえ、警察に言うぞ」と言うことは、この制度があろうとなかろうと、脅しで言うことは教育的指導としてはあり得ない話なのです。要は、「君ね、こうやってやるけれども、こういうことについては、よくお父さん、お母さんと相談しなさいよ」と言うのが、普通のやり方だと思います。それで、やむにやまれず、例えばシンナーだとか、やれ暴力ざただとか、あるいは金銭の貸し借り、脅し、援助交際等々、それを校長が聞きつけたときに、

問題がそれ以上発展しないように、どうしたらいいかということなのです。そのときに、「これ以上やると警察に言うぞ」という予告が、どれほどの意味をもつかは、局面によっては教育的指導になることもあれば、その子にとって脅しになることもあり、ケース・バイ・ケースで保護者や子どもに対して対応せざるを得ないし、校長も教頭も担任も現にやっているとします。そのようなケースの場合、事前に指導室に相談が来ますが、相談を受けたって当事者ではありませんから、現場でその子どもに関わり合っているところで、どのような教育的指導がいちばん効果的かを判断するわけですから、その中の選択肢の1つとして、新たにこういう制度をつくるということは、校長の学校の教育的な指導、生活指導から言えば、こういう制度を発動しないのがいちばんいいわけですよ。だから言ってしまうと、あまりきれいごとを言っていない局面で、校長が制度として、仕組みとして、何かを判断するきっかけを作っていくという程度のものという、言い過ぎかもしれませんが、とにかく子どもを守る。周辺に及ばない、ぐ犯で終わらせる。そういうケースは、私が教育長の短い間ですが、いまのような話を校長から聞きますけれども、火種の小さいうちに潰しておけという話は結構ありますよ。

安本委員 それは分かるのですが。

大藏委員 私は、基本的に教育長の考えに賛成ですし、予兆もあると思いますが、最近はいろいろなところで予兆も何もなかったと、校長先生、教頭先生が言っている事件がたくさんあります。だから、必ずしも安本委員のおっしゃるように、「突然歌舞伎町に行ったことはない、その前からだ」ということはなく、そうではないことも私はあると思います。

それと、もう1ついまの教育長のお話のように、「じゃあ警察に言うよ」と言ったら、「じゃあ言わないでくれ、チクるのか」と言ったときに、「言わないでくれ」というのに言ったら、なおさら問題になると思うので、そんなことは子どもにいちいち言う必要はない。父兄の間で話をすれば十分だと思います。もっといえば、私もいろいろな学校に関係したことがありますが、そういう事件や何かが起こったときに、学校から警察に報告がいくということ、学校はチクるんだな」という子どもたちは、私はあまりいないと思います。そういう子どもたちは、実は非常に警察を怖がっていて、学校は怖がらないで、警察が出てくるんだったら、といてやめようというのがたくさんいるのです。

そういう意味では、私は制度化をするのは非常にいいと思います。ただ、毎日毎日あることを全部警察に伝えるのは大変なことですが、何かが起こってもできるだけ早く、事前に大きくならないうちに手を打って片付けることがいちばんいいので、そういう意味ではルートができることはいいと思っています。

安本委員 釈然としないのは、結局白か黒かの判断の線が引けない出来事だと思うんですね。です

から、先ほどお聞きしたのは校長先生の判断ですかと。例えば、A校長先生はそうだと思うかもしれませんが、B校長先生はもう少し頑張ろうと思うかもしれないとか、いろいろ考えてしまいます。だから、これはもう制度として東京都が言っていることですし、教育長や指導室長のおっしゃることもよく分かるのですが、子どもと保護者にも言わないで情報を出すということは、私はやめてくれと言っているのではなく、釈然としないなというところです。おっしゃることはよく分かるのですが。

大藏委員 だから、校長先生の判断だって、それぞれ違うでしょう。そのように、いろいろ違うのだから、安本委員とほかの人の考え方も違いますし、釈然としてここから決めます、ということはいできないと思います。

安本委員 だから、釈然としないというのは、この内容について言っただけで、別に私の考えと人の考えが違うのは当然ですから、全然構いません。私は自分の気持ちと意見を申し上げているだけです。私にも高校生の男の子がいますから、明日は我が身といつも思っています。いろいろな事件を見ても、「もしかしたら、うちの子は明日こうなるかもしれない」とか、そういうことを、子どもを持つ普通の親なら思うと思います。そういう思いから、私は何となく釈然としないと。子どもにも保護者にも、「警察に言うよ」という言い方はおかしいかもしれませんが、未然防止のために言わないで出すということが、私にも判断は付かないですけども、ちょっとそのところが私としては疑問です。

大藏委員 言わないで出すとはどこにも書いてない。言わないで出すこともありうるということを行っているのです。

安本委員 言わないで出すこともありうるということは、書いてあるのですか。

大藏委員 いやいや、そういうふうに説明したでしょう、いま。だから書いてないでしょう。

教育長 冒頭申し上げたように、個人情報保護審議会であえて意見を聞いて、個人情報保護のあり方として、こういう協定を結ぶときには、本人の同意を得てやるのが原則なのです。法律に規定があるか、本人同意を得るか、これは未成年者ですから親権者同意ですよね。本人と言っているのは何か分かりませんが、子どもとおっしゃるのは、教育指導の対象になっている子どもだからだと思います。要は親権に服しているわけですから、本人同意というのは当然保護者の同意があればいいわけですよ。

そういうことがあるので、個人情報保護審議会の答申を得て、本人の同意がなくて情報の提供をして構いません、ということになったのですけれども、それは法的な問題です。いまは事実問題をおっしゃっているわけですから、これは指導室長が言ったように、問題の内容、程度、大きさ、それから取り巻く周辺の子ども。そして親権者が見放してしまうという場合、ケース・バイ・

ケースでやるのですけれども、本当に校長は真剣ですよ。だから、私は、当然教育長として、校長会で話もしますけれども、警視庁に出向いて行って、育成課長にも言ったんだけど、杉並区が個人情報保護について、どのような姿勢でいるかということについてはこうですよ。

一方で、子どもたちの健全な育ちをどのようにサポートしていくかということが家庭、学校、教育委員会の仕事です。両方を同時達成するのが我々の基本的な責務です。ついては、警視庁所管でも、それをよく理解していただき、十分意を用いてこの制度の運用に当たってほしい、ということをお願いしてきたわけです。

お互いそれぞれに、野放図に何かをやるというわけではなく、本当に慎重の上に慎重を期してやって、それでもどうしても警察に連絡をしながら、この子どもの立ち直りを促進したほうがいい、あるいはクラスとか学校とか、他校とか他の地域を含めて、その子どもに影響を与えるいろいろなものを取り払うという作業も一緒に組み立てていくという判断をすれば、そういうときに情報を出すということになりますよね。

これはケース・バイ・ケースで、通常は指導室に必ず状況報告がきますし、判断を求めてきますから、その段階で、教育委員会と学校と子どもを育てていく家庭と、その段階で具体的な相談を積み上げていく。これは、いつも連絡をしていくというのが前提です。それでも出てきた場合にどうするかということについては、放っておけば安全、安心といろいろなことを言われていますが、佐世保であんなことが起こると、いろいろと不安があるわけですよ。だから、これは議会でも答弁したのですけれども、一定のルールに基づいて警察でできること、学校でできることをきちんと明確にしましょうということです。歯止めを掛けましょうということです。

そういう中で、いま安本委員がおっしゃったことでいいますと、ケース・バイ・ケースでそれぞれのケースによって、それぞれ具体的に校長が指導室長と相談しながら進めていくのが、仕組みとすると、いちばんの歯止めですし、それを今度校長会で説明するつもりにしていますけれども、そのような制度運用をきちんとするというのが前提だと思います。何でも制度があるからバンバンいっちゃおう、などと考えるような校長先生は、まずいないのではないのでしょうか。逆にいうと、校長先生はいろいろなことで困っています。特に夏休みなどはビクビクものですよ。

宮坂委員 いろいろ議論が出尽くしましたので、特に申し上げることはないのですけれども、私の考えは、結論を申し上げれば、基本的には指導室長、教育長の言われたことに賛成です。そのとりに実施すべきだと思っております。その前提として、やはり子どもを預ける学校に、校長先生に対する全幅の信頼がなければ、子どもを預ける、教育してもらうということも期待できないと思います。ですから、もちろん校長先生によっても、どうするか、いろいろ違うと思います。子どもを呼びつけて叱りつける、あるいは保護者を呼んで対応する、そしていまのように警察に

相談するというように、いろいろなケースがあると思います。おそらく校長先生もいきなり、いちいち保護者を呼んで「警察に言うぞ」ということになれば、それこそ普通の喧嘩と同じになってしまいます。おそらく校長先生もそういう段階に立ったときには、相当悩んだ末の行動だと思います。それをいまの時点で、具体的にあれこれやったのでは、これはどの場合でも話がつかなくなりそうです。

現実には世の中にはいろいろな事件や問題が起きていますし、こういう制度がきちんとあるということ自体が、ある面では抑止効果にもなるのではないかと、私は期待を寄っています。私は結構だと思います。

教育長 一つだけ、安本委員のご心配について言うと、ある学校で去年、中学2年生が3人の子どもにいじめられ、校長が強かに指導に入りました。するといじめられた保護者から、「いつまでこんなことを放っておくんだ」と言われたことがありました。結論からいいますと、3人はほかの学校に年度途中で移動してしまったのです。そうしたら急にいなくなったので、クラスが大荒れに荒れたのです。要は、保護者とのいろいろな了解や当然学校評議員の皆さんとも相談をしているのだらうと思いますけれども、校長先生としてある1人の立ち直りを一生懸命庇おうとして、親が違う意見をもっているということがきっかけとなって、かえってクラスが混乱してしまうケースが去年ありました。ある意味、これが予兆だと思います。小さいいじめは明らかに少年犯罪では暴行行為なんですよ。だから警察が入ればうっかりすると補導ですので、それを校長はガッチリ護ったわけですよ。それが実はよくなかったのです。ただ、それもケース・バイ・ケースです。この通報制度に乗せれば、地元の警察といろいろな相談をしたかもしれませんが、制度がなかったためできなかったということで、校長としては孤立してしまうわけです。当然指導室には連絡しますよ。これは本当にいろいろなケースがありますので、一概にこうだと識別できにくい話で、現実に学校で起きている子どもの問題行動のしかたについて、保護者の意見を聞いていると、もう本当に收拾が付かなくなってしまうことがあって、その場合に1人1人に了解を取ると、当然警察に通報しろという人がいて、一方では、そんなことはとんでもないという人がいて、相反するケースはいろいろあると思います。その中で、やはり子どもにとって何がいちばんいいか、周辺に及ばないようにするにはどうやってガードしたらいいかということを経験した結果、相談するということになると思います。そういう経過を経ていくことですから、当然その中で子どもを善導し、保護者とも相談した結果として、出てくるということで、いきなりポンと出てくることは基本的にないと理解していただいていると思います。

具体的な事象を通じて、私が校長ならどうしたんだろうかということをおも悩んだケースはいろいろあり、一概には言えませんが、少なくとも乱暴に運用することは基本的にありません。警視

庁も十分意を用いて制度運用に当たられると私は思っています。

安本委員 そういう出来事が起こらないのは当然ですし、もし起こったとしても校長先生や家庭や学校、教育委員会の努力で、こういうふうにならないように。

教育長 全力を尽くすことですよ。まず、万難を排してそういう事態にならないようにやって、それでも出てきたものについてはどうするかということの、具体的な対応の1つの選択肢だということですよ。

安本委員 私は基本的には校長先生を信じていますし、そういうことはないと思っていますので、だから最初にあの紙をいただいたときに、何も反対意見を書かなかったのはそういうことです。校長先生がちゃんとやってくださると私は思っているからです。

教育長 そう思っていていただいて結構だと思いますよ。

安本委員 だからこのような紙になったことは、ちょっとびっくりしたのですけれども、ただ本当に本人が知らないところで自分の情報が流れているということは、あってはならないことだと基本的には思っているので、ちょっと申し上げました。ありがとうございました。

委員長 この協定書というものは、普通何年間とか時間が書いてあるのですけれども、それが書いていないということは、どのぐらいの効力があるのですか。

教育長 基本的には無制限ですし、期間の定めがないというのは、一方の意思で破棄できるということですよ。この中にありますが、今後このようなケースでは協議をします。協議条項がありますから、それに則って相談の上、これはもう本区については要りませんということでしたら、そのときに廃止するということです。

委員長 よく本が書かれたときに一般的に協定を結びますが、大蔵委員、ああいう形と同じ協定だけ違いますね。5年とか10年とか、それで見直しというのはあるのですよね。

大蔵委員 協定書ではなく、契約書となっているんですよ。協定の中にもいつからいつまでで終わりますと、そこからまた延長しますというものもあるでしょうし、同意が続いているうちはやりましょうといろいろな形があると思います。

委員長 いろいろなご意見が出ましたように、まず区全体の健全な青少年の育成対策が大きくあって、その実態がどうなのかというものが課題として話題になるわけですよ。青少年委員というのが教育委員会系統であったり、ほかのが区長部局であったり、その辺がゴチャゴチャになっていて、実態がうまく把握できない。そういう最中に、こういう1つの大きなものが、協定締結みたいなものが出てくると、それとの関係がどうなのかというのが素朴な疑問点になって、また出てくるわけですよ。対策をいろいろ考えてやっているわけで、その中の1つの要素になるわけですよ。教育長からいろいろお話が出ていましたけれども、今度締結しましたら、当然運用の

問題ですよ。

教育長 本当に議会でも委員長も聞いておられましたけれども、ご質問があって、これは家庭と地域と学校の三者が一体となって守っていく筋合いのものではないかと、あたり前の話なのです。ですから、我々教育委員会の立場でも、家庭の教育力、地域の教育力、学校の教育力の三位一体の取組みで、子どもを何とかして守っていかなければいけないというのは、基本的な姿勢です。だから、私のテリトリーにあるのは全部です。家庭にお願いする、地域の青少年委員とか健全育成会議とか、町会・自治会もそうですが、事あるごとに行って、いろいろなことをお願いするわけです。それはみんなが力を合わせて万難を排しても守っていくということの中に、こういう機関がある。

この前に、平成 13 年に児童虐待防止法に基づく調整制度というのができているのです。それは当然警察も入っていますけれども、前面に立っているのは児童相談所です。児童相談所と区と、その向こうにいる関係機関、警察。これは 8 項目の情報提供ですけれども、当然のことながら、あちらはものすごくたくさんあるわけです。そういう児童虐待から、つまり家庭から子どもを守ろうという制度と、それから学校あるいは家庭の中で抑えきれないものについて、どうするかということは、全体的に制度化されてきている中の 1 つの関係機関との協定ということだと思いません。

委員長 今後ともこの件は慎重に扱うよう、校長会などでもご説明をよろしくお願いします。ありがとうございました。

最後に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」です。社会教育スポーツ課長、お願いいたします。

社会教育スポーツ課長 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告いたします。まず、表をご覧ください。5 月分の定例・新規別で言いますと、定例が 47 件、新規が 7 件、合計 54 件です。共催・後援別ですと、共催 30 件、後援 24 件ということになっています。新規については、社会教育スポーツ課で受けたものが 1 件、社会教育センター分が 2 件、庶務課 1 件、学務課 2 件、中央図書館が 1 件という内訳になっています。

新規のものについて説明いたします。社会教育スポーツ課で受けた新規 1、後援団体名「坂東三太映舞踏研究所」。文化庁の委嘱事業で、伝統文化を子どもたちに教えるものです。「日本舞踏子ども教室アートデリバリー」という事業です。会場、開催期間については、記載のとおりでございます。

3 ページは、社会教育センターで受けたもので、1、2、両方とも新規共催の家庭学級の事業です。1 は、「子ども文化 N P O M・A・T」が行う、1 から 3 歳児親子表現ワークショップ

ブ「チンブイブイ」です。西荻地域区民センターで行われるものです。これは、総計10回連続の講座で、親子で一緒に遊びながら、子どもの見方、親子の向き合い方を学んでいく事業です。

2は、「地球を想う心を育てるプロジェクト」実行委員会が行う、「地球を想う心を育てるプロジェクト」です。これは5回の開催で、環境問題等を中心に、これも親子で参加できるような事業として組み立てているものです。

4ページの庶務課の新規後援ですが、杉並環境ネットワークが行う、「環境学習サポーター養成講座」です。会場、開催期間は記載のとおりです。

5ページは学務課の新規後援事業です。1が、南伊豆健康学園保護者会が行った、「南伊豆健康学園30周年展示会」です。2が、「プランニング遊」が行う、「幼稚園探しはじめの一步」です。

それから6ページの中央図書館の新規後援事業です。「東京都書店商業組合杉並支部」が行いました、「子どもに良い本を」展示会。これは、中央図書館で行った事業です。以上です。

委員長 ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、特にございませんので、本日のすべての議題、報告について、これで終わりにさせていただきます。

庶務課長 次回の定例会は、7月14日水曜日、午後2時からでございます。よろしく願いいたします。

委員長 本日はどうもありがとうございました。